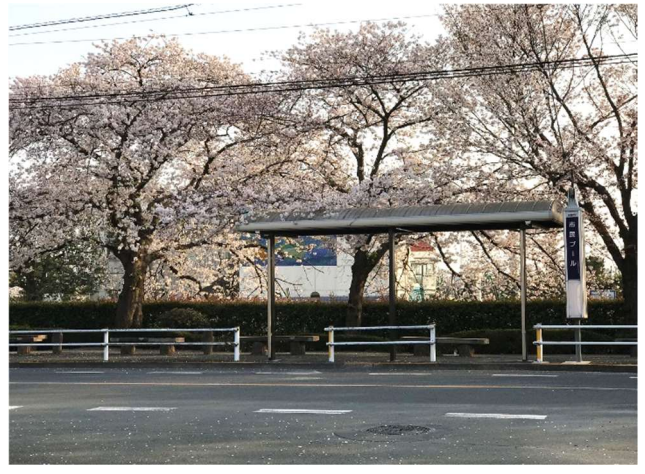


調布市街路樹管理計画

【概要版】



令和4年6月

調布市

目次

I. 計画のあらまし.....	1
1. 背景と目的.....	1
2. 街路樹の機能・役割等.....	1
II. 計画の前提（現状と課題）.....	1
1. 街路樹の現状.....	1
2. 街路樹管理の課題.....	2
III. 街路樹管理計画.....	3
1. 基本理念（コンセプト）と基本方針.....	3
2. 類型別管理方針.....	6
3. 管理技術指針.....	10
4. 管理計画の運用.....	11
IV. 街路樹のサクラに関する管理方針.....	12
1. サクラの維持管理における課題.....	12
2. 基本方針.....	12
3. 地域別管理方針.....	13

I. 計画のあらまし

1. 背景と目的

街路樹は、道路空間において「親しみ」「潤い」「やすらぎ」という特有の効果をもたらす、他の道路施設にはない特徴があります。

わが国では古来より、街道に並木が描かれているなど、時代の変化に合わせた道路緑化が推進され、法的には大正8（1919）年に制定された道路法において、街路樹が「道路の付属物」として規定されました。戦後、本格的な道路整備が進展し、高度経済成長に伴う環境問題等を背景に、道路空間における緑量を拡大する取組を推進してきました。その結果、街路樹により様々な「まちの顔」を形成するとともに、道路・沿道空間だけでなく、生活環境の質の向上に資する機能を発揮してきました。

一方で、時代の変化とともに社会・経済状況も大きく変化し、市民のニーズが多様化していく中で、街路樹の成長に伴う様々な問題が顕在化しています。

本市では、現在の街路樹を活かしながら、発生した様々な問題に臨機応変に対応していますが、将来を見据えた持続可能で健全な街路樹との調和を目指し、計画的に街路樹を管理していくことを目的に、管理の基準やルールを定めた「調布市街路樹管理計画」を策定しました。

2. 街路樹の機能・役割等

街路樹は、道路緑化技術基準において①景観向上、②環境保全、③緑陰形成、④交通安全、⑤防災の機能があるとされているほか、⑥コミュニティ機能を有しています。

①景観向上機能

まちの美観の向上、景観統合・調和、遮蔽等が期待でき、まちの顔の形成、資産価値の向上につながります。また、地域への愛着を醸成します。

②環境保全機能

生活環境では騒音低減・大気浄化が期待でき、自然環境では野鳥や昆虫など、生き物の生息空間や移動経路となります。街路樹は温室効果ガスのうち二酸化炭素を吸収し、地球温暖化の緩和につながります。

③緑陰形成機能

休憩、休息、快適空間を提供します。

④交通安全機能

遮光、視線誘導、交通分離、指標（位置や場所を認識しやすい）、衝撃緩和等の効果を発揮します。

⑤防災機能

飛砂・地吹雪・雪崩・浸食等の自然災害や、火災延焼・建築倒壊等の災害の被害を抑制します。

⑥コミュニティ機能

街路樹の管理を通じて、交流機会を創出します。

II. 計画の前提（現状と課題）

1. 街路樹の現状

1) 街路樹（本数と樹種）

現在、調布市の街路樹は約 4,000 本にのぼります。高木樹種では、ハナミズキ、サクラ類、サルスベリ、クスノキ等が多いことが特徴となっています。（図-1）

2) 街路樹を有する道路

本計画では、「街路樹」を有する道路、ロータリー、道路以外の施設（水路等）の 76 路線を対象路線として設定しました。

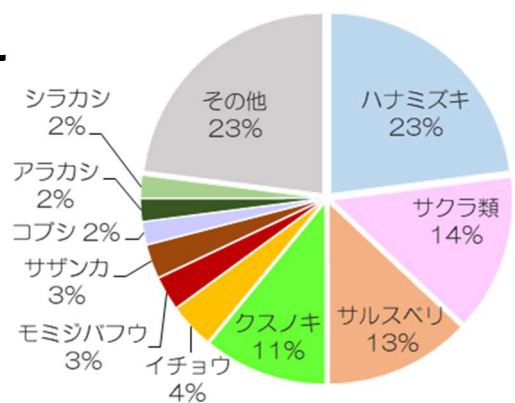


図-1 高木樹種割合（上位 10 種）

2. 街路樹管理の課題

街路樹管理における問題点や留意事項は以下のとおりです。

(1) 道路の安全機能阻害

街路樹は成長に伴い大径木化・老木化し、通行支障や周辺施設への影響、倒木・落枝の発生等の諸問題を引き起こす恐れがあります。



倒木

(2) 樹木の健康阻害

老木化や脆弱な植栽基盤、樹木同士の競合などにより、樹木の成長不良や弱勢化を招きます。不健全な状態は病虫害の発生を招きやすく、枯死・倒木の危険が高まります。



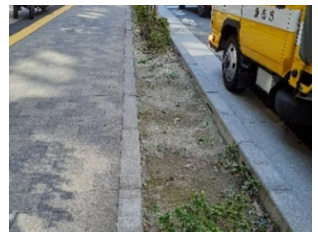
病虫害・キノコなど

(3) 美観阻害や市民生活への影響

街路樹は樹種や状況に応じた維持管理が必要で、これらが適切に行われないと、まちの景観悪化や市民生活へ影響を及ぼします。

(4) 市民が感じる問題

近年の市民相談・意見等の内容を確認すると、街路樹については、枯死している樹木の倒木不安など、樹木の成長が原因となる内容が多くみられます。また、サクラ等の景観構成樹木は、伐採に関する意見等、樹木保全に関する要望などがあり、樹種によっては周辺住民への更なる周知連絡・理解醸成が必要と考えられます。



植樹帯の踏み荒らしによる枯損

(5) 財政上の留意事項

市内の街路樹は街路樹の大径木化・老木化が進行しており、このままでは剪定や伐採等の対応件数が増えることが想定されることから、維持管理費の増大が懸念されます。

(6) 上位関連計画からの留意事項

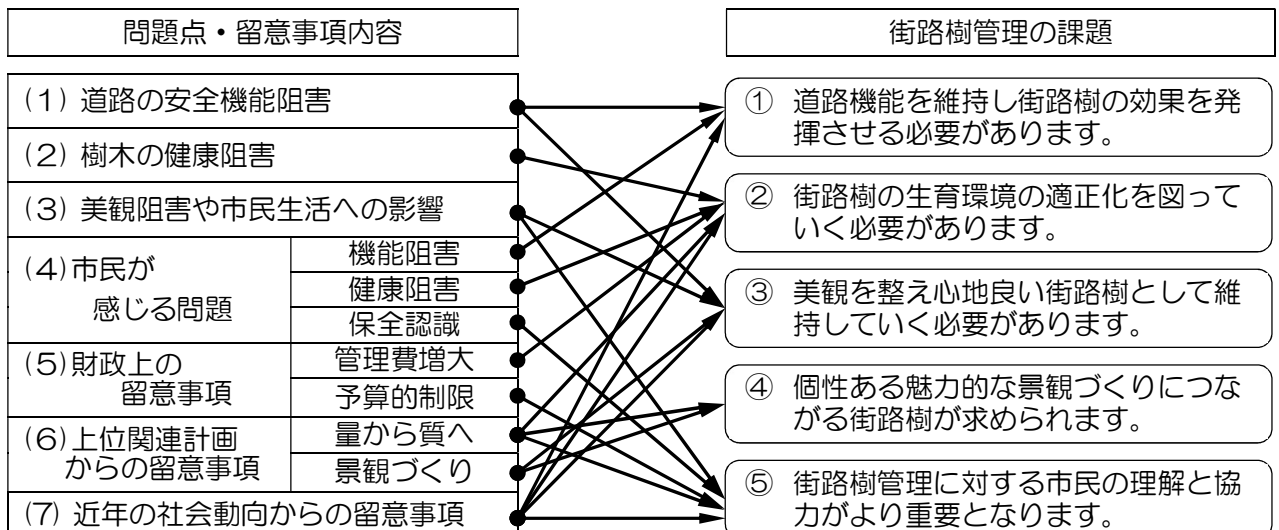
調布市緑の基本計画では、緑の質の向上を目指すこととしています。街路樹も、美観やまちの顔といった質の向上に着目した管理が必要です。

(7) 近年の社会動向からの留意事項

本市では、計画的なまちづくりを進め、SDGsの目標達成につなげていくことを目指しています。街路樹の管理は、SDGsの「気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応能力の強化」などに貢献できるため、一層推進していく必要があります。

(8) 街路樹管理の課題

街路樹管理の問題点・留意事項を踏まえ、課題を以下のように整理します。



Ⅲ. 街路樹管理計画

1. 基本理念（コンセプト）と基本方針

街路樹はまちの緑の資産であり、様々な機能で私たちの暮らしを支え、その存在は景観の質や市民の満足度を高めています。

ケア（care）を通じて、品質に強くこだわり、豊かな植栽を未来に継承していきます。

基本理念「まちの表情を整える街路樹ケア」に基づき、今後の街路樹管理のあり方として、以下に示す5つの基本方針を設定しました。

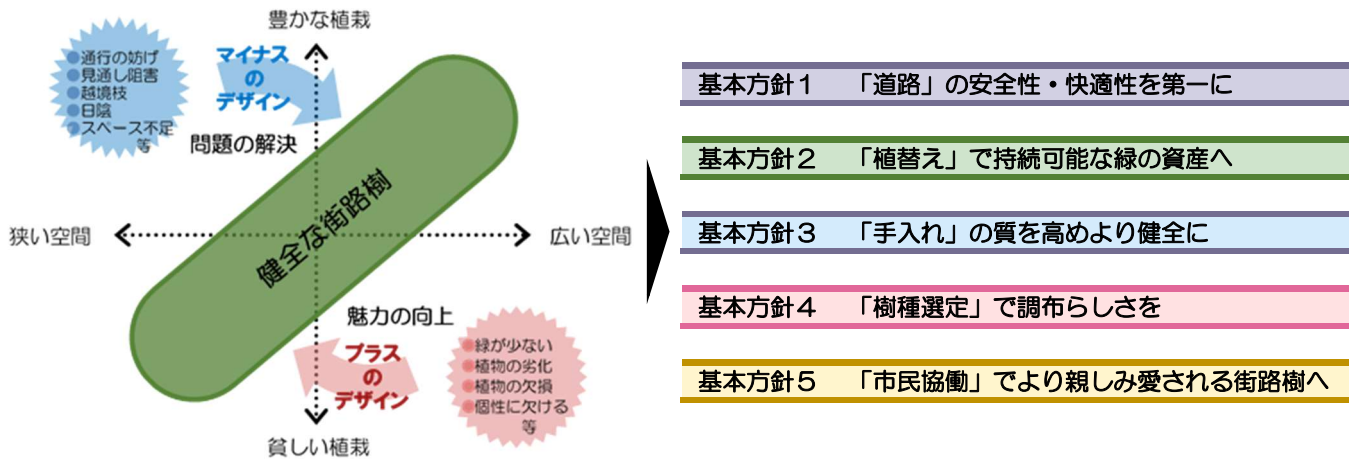


図-2 街路樹管理のイメージ

1 「道路」の安全性・快適性を第一に
 基本方針 公共施設としての「道路」本来の機能を妨げず、通行のしやすさと安全性を高めるよう街路樹の管理を行います。

1) 関連法令・基準を遵守します

街路樹の管理（特に再整備を伴う植替え）は、「道路構造令」及び「道路緑化技術基準」が定める整備・管理の基準に準ずるものを原則とします。

【植樹帯の設置】

第4種第1級及び第2級の道路には、植樹帯を設け、その他の道路には、必要に応じ、植樹帯を設けます。

【植樹帯歩道幅員】

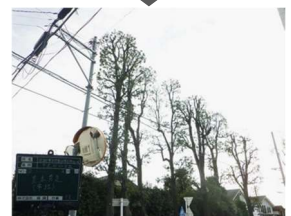
1.5mを標準とします。

【快適性の向上】

道路緑化にあたっては、道路交通機能の確保を前提にしつつ、美しい景観形成、沿道環境の保全、道路利用者の快適性の確保等、適切な維持管理及び周辺環境との調和に留意します。



(実施前)



(実施後)

成長した樹木による施設の機能阻害を防ぐための剪定

2) 「道路巡回」と「対応措置」で安全性・快適性を保ちます

(1) 道路巡回の実施

樹木等の管理にあたっては、道路巡回や道路利用者等からの道路の異状等に関する情報の活用により、道路交通への支障や道路利用者等の危険の未然防止に努めます。

これを踏まえ、通常巡回(月1回)・定期巡回(年1回)・異常時巡回(随時)を行います。

(2) 対応措置の実施

落枝・倒木の撤去や越境枝の剪定、視認性を阻害する高木の伐採等を実施します。

2

基本方針

「植替え」で持続可能な緑の資産へ

生き物である街路樹の生態に留意し、樹木診断に基づく「植替え」で健全な生育を維持していきます。

1) 適切なタイミングの「植替え」で健全な生育を維持します

(1) 植替えの時期

樹種や生育環境で異なりますが、樹木の大径木化の程度と樹木診断の結果を目安に植替えを検討します。

(2) 樹木診断に基づく植替え

【樹木診断の実施】

道路巡回で異常が見られた場合は、専門家（樹木医等）による樹木診断を実施します。

【樹木の更新】

道路利用者等の安全確保を考慮して、除伐等の必要性や緊急性等を総合的に検討し、適切な措置を講じます。

(3) 段階計画による予防的植替え

大径木化、高木化等により道路の区域内で健全な樹形や良好な景観が維持できなくなると予想される場合には、計画的かつ段階的に更新を検討します。



樹木診断の様子

2) 適切な「植替え」によりまちの魅力を高めます

樹木の更新にあたっては、従前の道路植栽にこだわらず、道路の利用状況、沿道状況等の変化を考慮し、植栽計画や植栽設計を再検討します。

3

基本方針

「手入れ」の質を高めより健全に

健康な樹木と美しい景観、清潔な道路環境を維持し、健全な街路樹を保つ日常的な「手入れ」を適切に行います。

1) 適切な「手入れ」がきれいな街路樹を保ちます

(1) 「手入れ」の目標設定

樹木の「手入れ」は、目標となる仕立て方を明確に設定し実施します。

(2) 「手入れ」の内容・時期

道路植栽の健全な生育や緑化機能の維持・向上等を図るため、剪定、除草等の「手入れ」を適切な時期に行います。



(実施前)

2) 質の高い「手入れ」で街路樹をより健全にします

(1) 数量管理から品質管理へ

数量管理から品質管理へと意識の転換を図ることで、健全で価値の高い街路樹を育みます。

(2) 美しい景観づくり等

美しい景観形成が必要な地域等においては、樹形や植栽地の美しさを維持できるよう、適切な方法で措置を講じます。



(実施後)

美観を維持する除草・清掃作業

4

「樹種選定」で調布らしさを

基本方針

既存のサクラ並木を継承しつつ、道路や地域に適した、まちの個性につながる「樹種選定」を行います。

1) 地域・路線の条件や位置付けに適した樹種を選定します

(1) 道路の構造や沿道土地利用からの樹種選定

樹種選定は、地域環境を踏まえ、地域に合った樹種、管理しやすい樹種、また後に利用上・管理上の問題が発生しないよう、在来種の活用も視野に入れ、道路の構造や性格に見合った性質を持つ樹種を選定します。

(2) まちづくりの方針からの樹種選定

街路樹はまちづくりの重要な要素であることから、「都市計画マスタープラン」「景観計画」「緑の基本計画」「地区計画」等における道路や地域の方針を踏まえた樹種の選定を行います。

2) 調布らしさとまちの個性につながる樹種を選定します

(1) サクラ並木の継承

調布を代表する風景であるサクラの街路樹は、健全な個体を保存しつつ、道路条件や周辺環境を加味し、配置や間隔の見直し、管理しやすく健全に育つ他品種の導入も視野に入れて、適切な植替えを計画的に行い、今後もサクラ並木としてできる限り継承していきます。



地域のサクラ「シンダイアケボノ」

(2) 類型毎の樹種の選定

植替えの機会を活用し、道路構造やまちづくりの方針に基づき、設定する類型区分に応じた樹種へと移行します。

5

「市民協働」でより親しみ愛される街路樹へ

基本方針

花見や木陰・紅葉等、暮らしを彩る街路樹を、見守り、楽しみ、ともに育む「市民協働」を推進していきます。

1) 「市民協働」で街路樹への親しみと愛着を育みます

街路樹は、市民の身近な緑の空間であり、美しい景観をつくるまちの顔です。これらを市民の貴重な財産として、より親しみ愛される街路樹として次世代に残していくために、行政と市民が一体となり、「見守る」「楽しむ」「育む」取組を進めます。

2) 「市民協働」を推進するしくみを充実させます

(1) 街路樹に係る多様な主体の連携促進

街路樹に係る多様な主体（行政・管理委託事業者・市民等）が一体となって、より良い街路樹管理を推進していく体制を整えます。

(2) 市民協働による植替え検討

これからの街路樹管理には、官民連携・市民参加が不可欠であり、特に植替え時の計画策定において、サクラ並木や駅周辺など多くの方に利用される路線については、地域への報告や意見交換などの合意形成の機会を設けることも検討します。

2. 類型別管理方針

街路樹の機能を最大限に発揮し、より効率的な管理を実施するために、対象76路線について、道路の構造やまちづくりの方針等に基づき、A～Dの4つに類型区分しました。

A～Dの類型区分について、類型毎の基本的な情報を整理し、管理方針を設定しました。

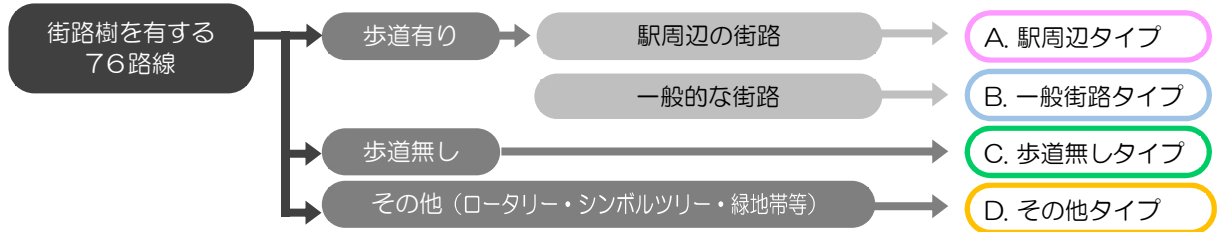


図-3 類型区分の手順

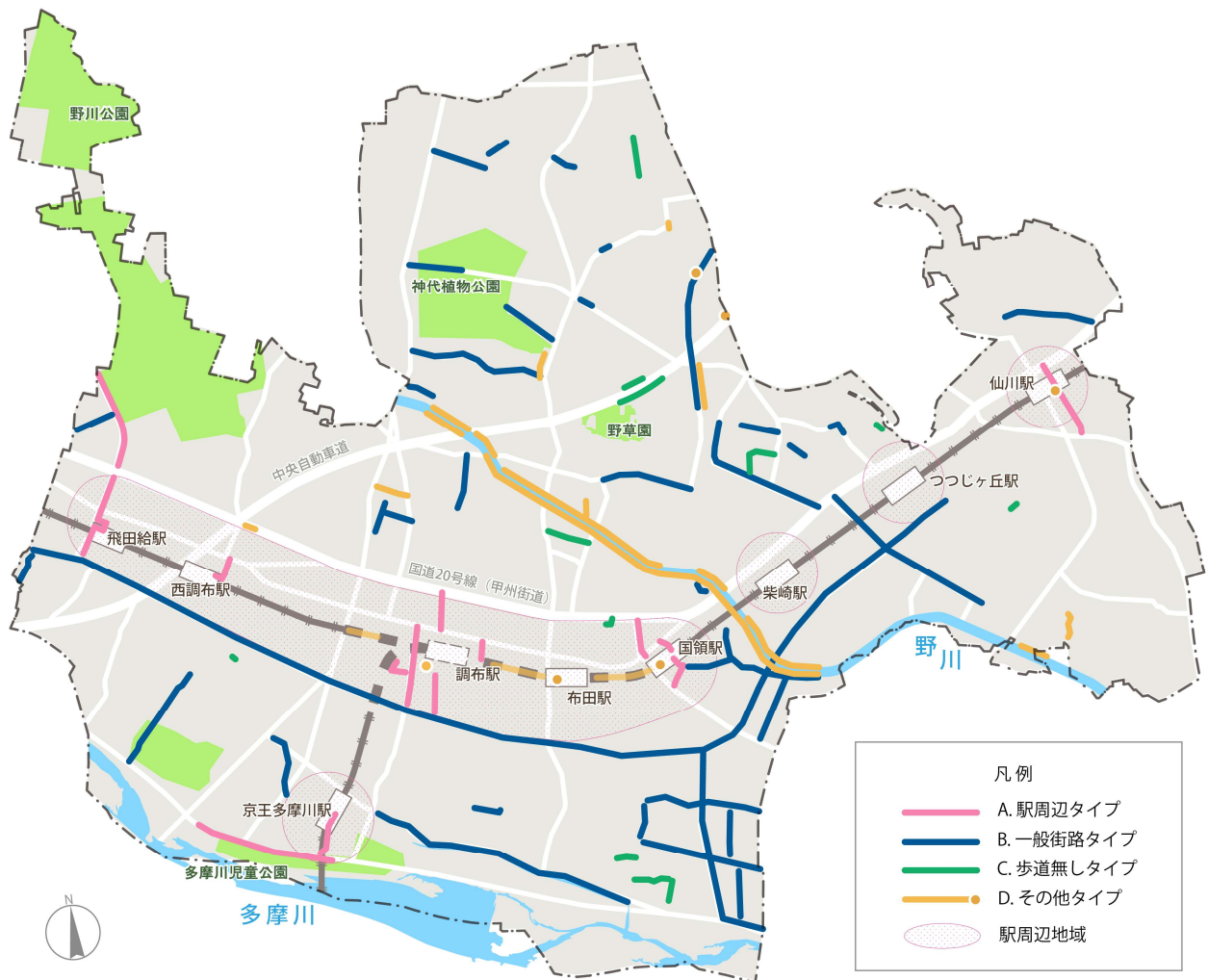


図-4 対象路線類型区分図

類型区分A

駅周辺タイプ



■ 道路の性格

歩道のある道路のうち、駅周辺の利用の多い地域に位置する路線です。利用度が高く、沿道の店舗・事業所が多いことが特徴です。

■ 管理目標

道路の特性を活かし 街のにぎわいを演出する街路樹

通行の多さやバリアフリーの観点から、高木のための配植を標準的な構造とします。少ない緑化面積ながらも華やかで魅力ある街路樹となるよう、樹木の姿を美しく保つとともに、清掃や施設修繕を行うなど十分な美観の維持に努めます。

■ 管理基準

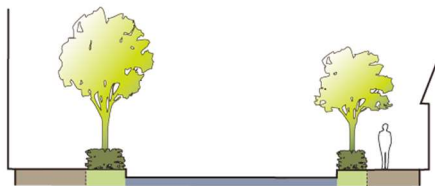
- ①安全で快適な歩道空間を維持します。
- ②1本1本の樹木の美しさを保ちます。
- ③街路樹周辺の美観を整えます。
- ④沿道敷地への負担を軽減します。
- ⑤花壇や草花でにぎわいを演出します。

■ 更新基準

樹木の大径木化・老木化のほか、周辺土地利用や道路利用の変化により、利用に不具合が生じ植替えが必要となる場合があります。個別に植替えを進めるほか、道路の整備や再開発等の事業と一体的に実施することで道路構造の改変等をあわせて検討することができ、歩行空間の確保と魅力ある街路樹への植替えをともに実現することができます。

類型区分B

一般街路タイプ



■ 道路の性格

歩道のある道路のうち、駅周辺以外の地域に位置する路線です。地域の緑と景観を担う貴重な環境資産です。

■ 管理目標

地域にうるおいをもたらす きれいで親しみやすい街路樹

地域の緑化・景観形成の観点から、高木+低木植樹帯を標準的な構造とします。沿道への負担を最小限に抑えつつ、現状維持を基本に、一定レベルの量と質を保ち、街路樹の機能が最大限発揮できるよう努めます。

■ 管理基準

- ①安全で快適な歩道空間を維持します。
- ②親しみやすく統一感ある並木を育みます。
- ③住環境に相応しい美観を維持します。
- ④沿道敷地への負担を軽減します。
- ⑤地域の「らしさ」を街路樹で演出します。

■ 更新基準

現状維持を基本としながらも、樹木の大径木化・老木化等で植替えが必要となる場合があります。植替えにあたっては、路線毎に樹種を設定し、並木の統一感と地域の「らしさ」の創出につなげます。また、一定区間でまとめて植替えが可能な場合や沿道の開発等の機会を活用した一体的な整備では、更に大きな効果が期待できます。

類型区分C

歩道無しタイプ



■ 道路の性格

歩道の無い道路です。住居地域に位置し、住民の通行や窓越しの風景等、日常生活の中でふれあう身近な路線です。

■ 管理目標

暮らしの中で華やか 地域の身近な街路樹

道路片側に高木+低木もしくは低木みの植樹帯を標準的な構造とします。沿道への負担を最小限に抑えつつ、身近な緑、地域景観のアクセントとして、現状維持を基本に無理のない範囲でその継承に努めます。

■ 管理基準

- ①安全で快適な歩道空間を維持します。
- ②現状の大きさや姿を保ちます。
- ③住環境に相応しい美観を維持します。
- ④沿道敷地への負担を軽減します。
- ⑤親しみを感じる仕掛けを施します。

■ 更新基準

将来的な道路利用や沿道土地利用の大きな変化は想定されないため、既存の緑の資源をいかに保つかが基本となります。高木の太径木化・老木化等で植替えが必要となる場合には、狭幅員道路にも適応する樹種等への移行も含め検討します。また、歩道整備が優先される場合には、街路樹を共存可能な形状へと転換を図ることで、地域の身近な緑として継承していくことも可能となります。

類型区分D

その他タイプ①

(シンボルツリー、ロータリー、
鉄道敷地上部の緑道等)



■ 道路の性格

シンボルツリーやロータリー、水路敷、鉄道敷地上部の緑道等、他のタイプに属さない特殊な道路です。

■ 管理目標

まちのシンボルとなる 個性輝く街路樹

シンボルツリーやロータリー、水路敷、鉄道敷地上部の緑道等、特殊な構造がゆえに発生する問題点を解消しつつ、まちのシンボルや景観のアクセントとなる、個性的で市民に愛される街路樹となるよう努めます。

■ 管理基準

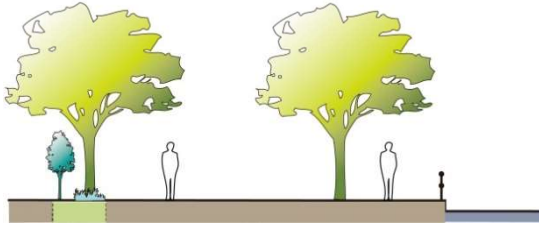
- ①安全で快適な歩道空間を維持します。
- ②樹形の美しい樹木をのびやかに育みます。
- ③街路樹周辺的美観を整えます。
- ④沿道敷地への負担を軽減します。
- ⑤まちのシンボルとして活用します。

■ 更新基準

樹木の太径木化・老木化のほか、特殊な構造ゆえの問題が生じ、植替えが必要となる場合があります。植替えにあたっては、空間用途やニーズを踏まえた樹種や構成の変更等により、街路樹に新たな魅力を付加することができます。特に、駅前広場、鉄道敷地上部の緑道等の特殊な状況にある路線については、別途協議を行う等、植替えや管理等の方法を検討していきます。

類型区分D

その他タイプ②（調布駅前）



■道路の性格

他のタイプに属さない特殊な道路のうち、調布駅前のシンボルツリーやロータリー、広場空間（許可時を除き、車両通行不可）です。

■管理目標

まちのシンボルとなる 個性輝く街路樹

シンボルツリーやロータリー、広場空間等、特殊な構造がゆえに発生する問題を解消しつつ、まちのシンボルや景観のアクセントとなる、個性的で市民に愛される街路樹となるよう努めます。

■管理基準

- ①安全で快適な歩道空間を維持します。
- ②樹形の美しい樹木をのびやかに育みます。
- ③街路樹周辺的美観を整えます。
- ④沿道敷地への負担を軽減します。
- ⑤まちのシンボルとして活用します。

■更新基準

樹木の大径木化・老木化のほか、特殊な構造ゆえの問題が生じ、植替えが必要となる場合があります。植替えにあたっては、駅前広場の新たなニーズを踏まえた樹種や構成の変更等により、街路樹に新たな魅力を付加することができます。

3. 管理技術指針

樹種の特性，設置基準，必要な作業項目となる剪定，植替え，伐採，根上り対策，施肥，病虫害防除，土壌改良，支柱の撤去・修繕等について，それぞれの内容や基準，作業方法などを管理技術指針として示します。

1) 樹種の選定

市内で用いられている街路樹または東京都が示している街路樹リストのうち，道路環境に適した街路樹とするために，①樹種特性，②空間適応性，③管理特性の3点に配慮して樹種を選定します。

2) 管理基準

標準的な歩道幅員で街路樹が枝葉を伸ばすことのできる空間について，隣地とのクリアランス，歩道側及び車道側の下枝の高さ下限，植樹帯の高さ上限及び幅の目安等の管理基準を下図に示します。

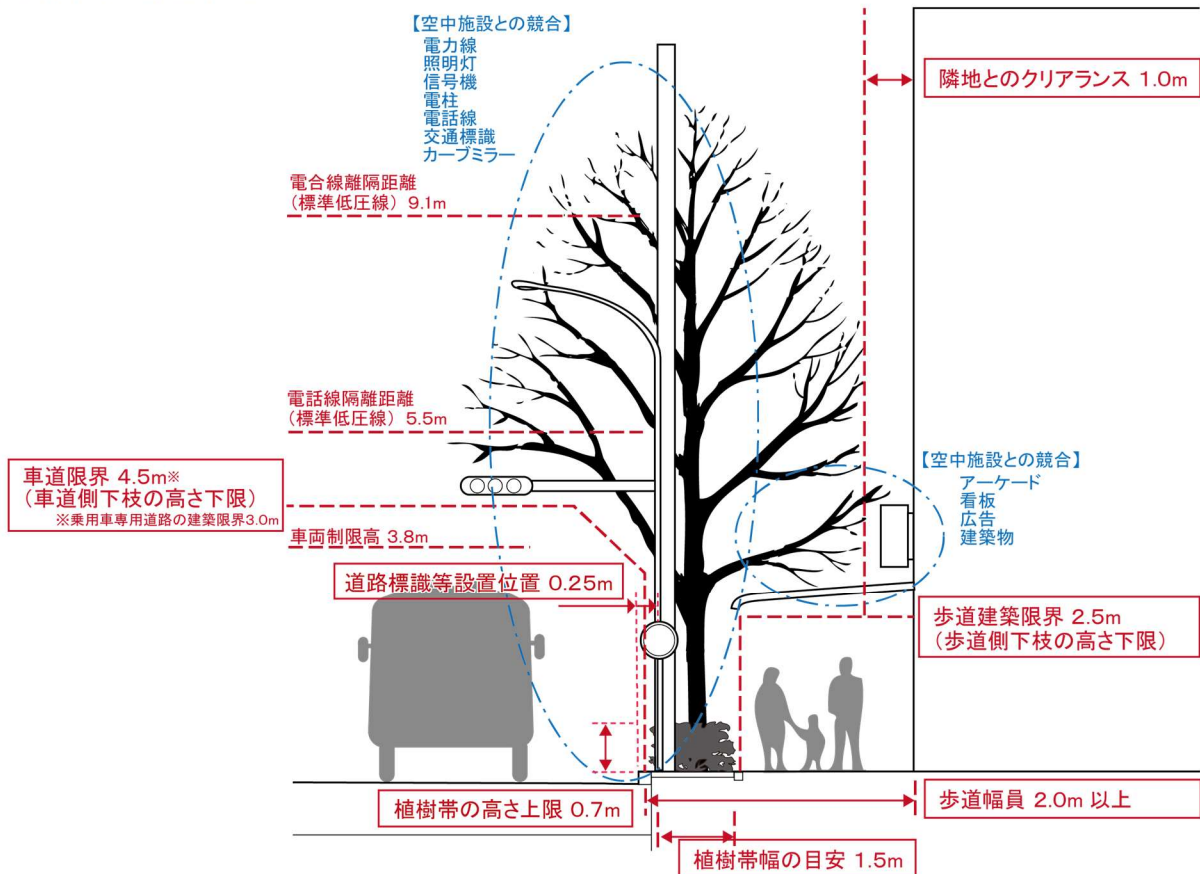


図-5 街路樹の管理基準

3) 剪定時期の目安

剪定は生きた樹木の組織を切り取る作業であることから，樹木へのダメージを最小限に抑えることができる休眠期または緩い成長期に行うこととします。

4) 植替え

①樹勢の良い樹木は当面維持する，②隣地や周辺環境に配慮した並木配置とする，③植替えは十分な植栽空間が確保できてから行う，の3点を原則とします。

4. 管理計画の運用

現在実施している取組の質の向上や計画的な管理により、より良い街路樹管理をしていくことを目的とした、年間管理の実施、管理情報の充実、管理を強化する路線の設定、予防的植替えの事業化について以下に示します。

1) 年間管理の実施

本計画では、植栽基準、樹種の選定、剪定基準、植栽基盤（植桙等）といった管理に関する基準を「管理技術指針」としてとりまとめました。今後、これらの基準に基づき作成された仕様書の作業項目に沿って、街路樹管理作業を実施します。

2) 管理情報の充実

本計画とあわせ整備した「街路樹管理台帳」は、今後の管理作業のフィードバックを中心に追加情報を蓄積し充実を図ることで、植替え樹木の予測や事業費試算に役立てます。全市域の概ねのデータが揃った段階で、予防的植替えの実施路線の抽出や、事業の試算等に活用していきます。

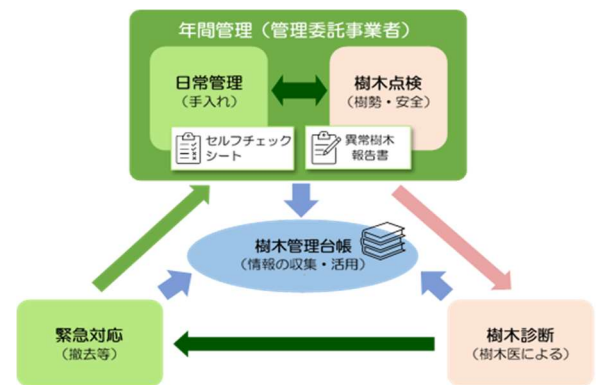


図-6 維持管理サイクル

3) 管理を強化する路線の設定

近々の植替え事業の具体化が必要と考えられる路線を「管理を強化する路線」に設定し、植替え計画を策定、植替え事業の具体化を進めていきます。「管理を強化する路線」として、以下の5路線を設定しました。

管理を強化する路線				
羽毛下通り	桜堤通り	染地通り	深大寺通り	野川サイクリングロード

4) 予防的植替え

現在、植替えは、危険箇所や不具合が発生した時等に実施していますが、危険が認められる前に行う「予防的植替え」の事業化は、本計画の趣旨である「計画的な維持管理」の実現に不可欠な取組です。

(1) 予防的植替えの目的

「予防的植替え」は、以下のような成果を期待して実施します。

①危険箇所や不具合の発生を未然に防ぐ	⑤予算・人員の予測が可能
②優先度の高い路線から着手して植替え効果を向上	⑥路線ごとの実施で予算を削減
③道路利用等の変化に対応した街路樹への円滑な移行	⑦持続可能な管理サイクルを構築
④地域の景観の質を保ちながらの植替えが可能	

(2) 予防的植替えの事業化にむけて

本計画に基づき、概ね5年間は「管理を強化する路線」として示した5路線の植替え（予防的植替えを含む）を優先しながら、今後の「予防的植替え」の計画的な実施に必要なデータの蓄積・充実を進めていきます。その後は、蓄積されたデータに基づき、概ね10年後を目安にした「植替え優先路線」を設定し、これらの植替え事業の具体化を進めていきます。

IV. 街路樹のサクラに関する管理方針

1. サクラの維持管理における課題

1) 方針策定の目的と課題, 対象路線

調布市では街路樹として約510本のサクラを管理しており、植栽されてから約60年が経過します。大きく成長したサクラは、予防保全的な維持管理や、将来に向けた伐採や植替えを含めた根本的な対応が求められていることから、サクラの維持管理に関わる現状と課題を整理し、今後のサクラの維持管理に関する方向性を定めることとしました。

対象路線（5路線）				
深大寺通り	野川サイクリングロード	桜堤通り	羽毛下通り	染地通り

2. 基本方針

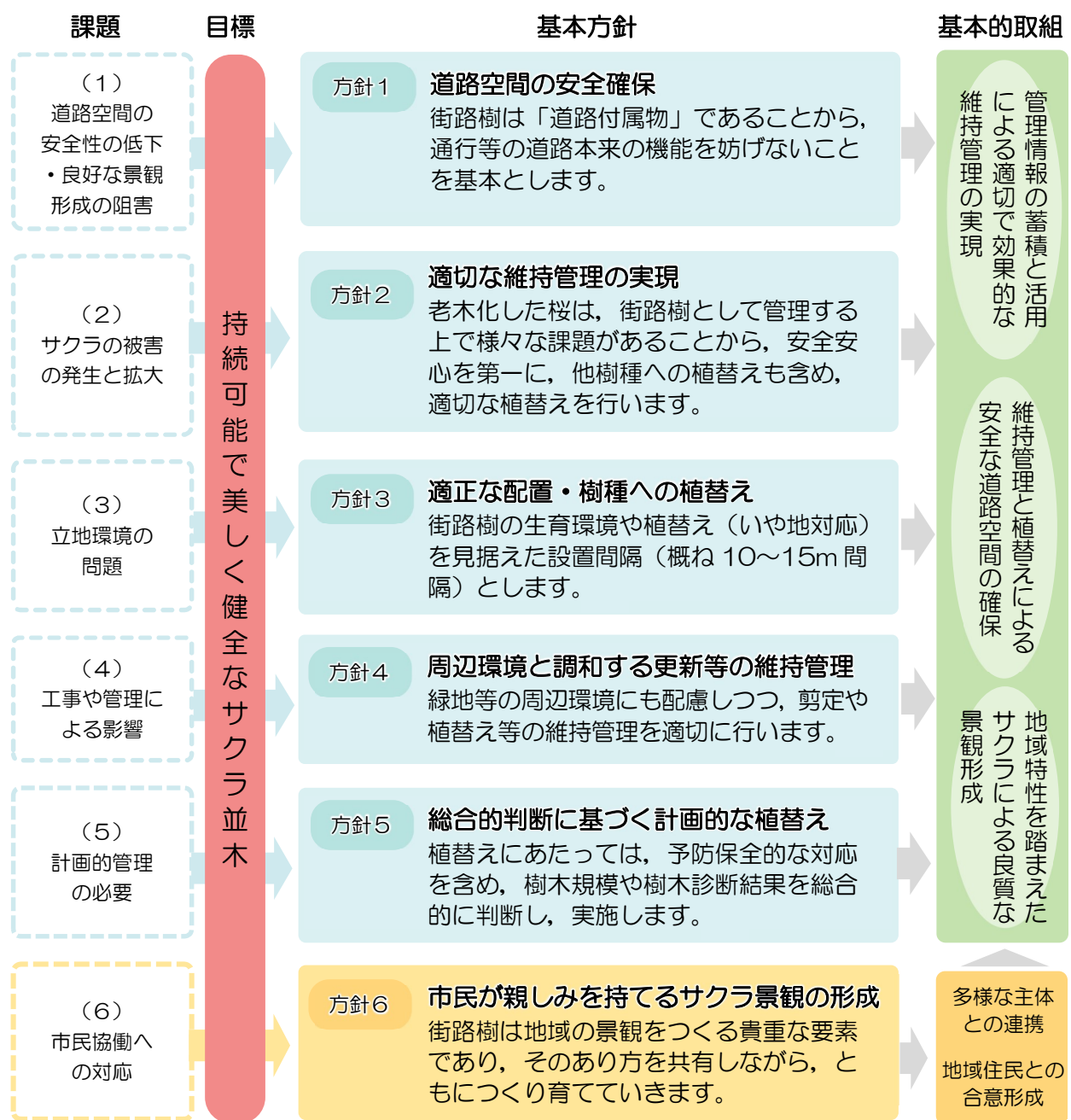


図-7：管理方針の概念図

3. 地域別管理方針

1) 深大寺通りの管理方針

(1) 現状

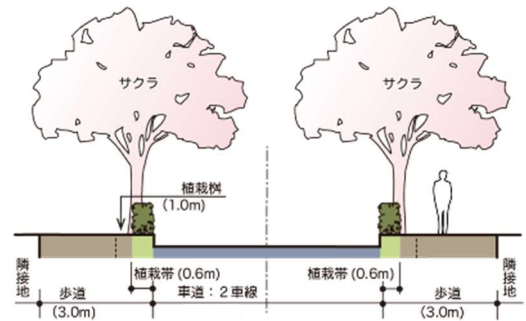
東西に走る 2 車線の両側に高木と低木が植えられた全長 800m の道路。深大寺の表参道です。

(2) 課題

全体の半数以上の樹木は状態も良く、伐採・植替えを急ぐ樹木は多くないものの、観光名所としての環境を保つために、適切な維持管理と計画的な植替えを進めていく必要があります。

(3) 管理方針（将来像）

一般街路タイプ



地域のサクラ「ジンダイアケボノ」の並木を、観光名所として育む

- ①配置・間隔……10～15mの等間隔とし、剪定や植替え等の維持管理を適切に行う
また、見通しや通行の安全性を確保する
- ②品種・樹種……ジンダイアケボノへの植替えを基本とし、ソメイヨシノは適切に維持管理する
- ③植替えの方法…適宜、樹木診断を行い、既存のソメイヨシノの樹勢等を確認しながら、必要な対応を実施する

伐採する ケース	予防保全	根上り等により、安全な通行に支障が生じた場合
	樹木診断	不健全で回復の見込みが無く人命に関わる危険な問題発生の可能性が高い場合
植替方法	十分な植栽空間が確保できた場合に植替え	

2) 野川サイクリングロードの管理方針

(1) 現状

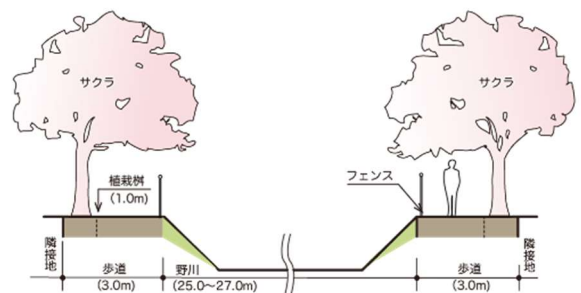
野川両岸に整備された全長 2.6km の自転車・歩行者専用道路。高木が配植されています。

(2) 課題

全体として樹木の衰えが進行しており、伐採・植替えを急ぐ樹木も多くあります。

(3) 管理方針（将来像）

その他タイプ



ジンダイアケボノを中心に、時間をかけて野川の並木の物語を紡ぐ

- ①配置・間隔……15mの等間隔を原則とし、隣接環境に配慮した並木配置とする
- ②品種・樹種……ジンダイアケボノへの植替えを基本とし、サトザクラの植栽を検討する
- ③植替えの方法…適宜、樹木診断を行い、既存のソメイヨシノの樹勢等を確認しながら、必要な対応を実施する

伐採する ケース	予防保全	根上りや樹幹傾斜等により、安全な通行に支障が生じた場合
	樹木診断	不健全で回復の見込みが無く人命に関わる危険な問題発生の可能性が高い場合
植替方法	十分な植栽空間が確保できた場合に植替え	

3) 桜堤通りの管理方針

(1) 現状

東西に走る 2 車線の両側に高木が植えられた歩道を持つ全長 1.6km の道路です。

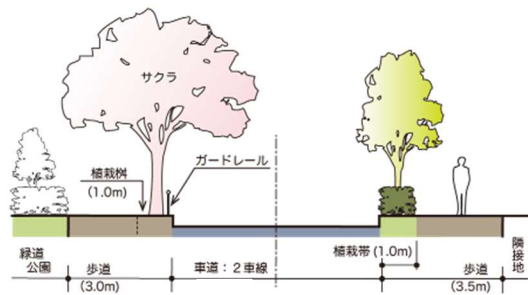
(2) 課題

全体の半数以上の樹木は状態も良く、伐採・植替えを急ぐ樹木は多くないものの、適切な維持管理と計画的な植替えを進めていく必要があります。

また、公園・緑地が接する区間では、一体的な景観づくりも課題となります。

(3) 管理方針 (将来像)

一般街路タイプ



緑道と歩道とをあわせて、大小の様々なサクラや花木で桜堤通りを彩る

- ①配置・間隔……10～15mの等間隔とする。公園緑地と接する部分は歩道側の街路樹と一体的な景観をつくる
- ②品種・樹種……サクラで景観を維持し、道路環境を改善する。周辺環境に合わせて花木等も検討する
- ③植替えの方法…適宜、樹木診断を行い、既存のソメイヨシノの樹勢等を確認しながら、必要な対応を実施する

伐採する ケース	予防保全	根上りや施設破損等により、安全な通行に支障が生じた場合
	樹木診断	不健全で回復の見込みが無く人命に関わる危険な問題発生の可能性が高い場合
植替方法	十分な植栽空間が確保できた場合に植替え	

4) 羽毛下通りの管理方針

(1) 現状

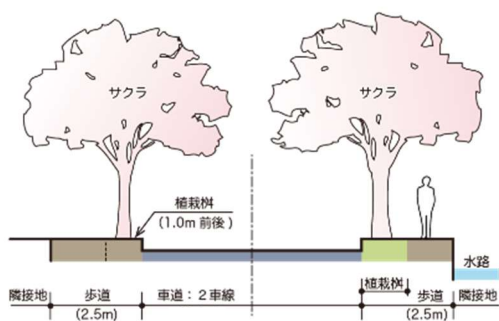
東西に走る2車線の両側に高木が植栽された歩道を持つ全長約 650m の道路です。

(2) 課題

樹形の乱れや樹勢の衰えが見られ、通行への支障や倒木の危険性等の問題も生じていることから、隣接する地区計画と調整しつつ、敷地条件に適した街路樹へと植え替えていく必要があります。

(3) 管理方針 (将来像)

一般街路タイプ



地区計画や隣接する緑と調和したサクラ並木を形成する

- ①配置・間隔……段階的な植替えや見通しを考慮し 10～15m程度の間隔とする。北側はガードレールフェンスとつる性植物により道幅を広めにとり、南側は地区計画により快適な歩行空間を創出しサクラ並木を植え替える
- ②品種・樹種……路線の起終点では、シンボルとなるシンダイアケボノ等へ植え替える
- ③植替えの方法…適宜、樹木診断を行い、既存のソメイヨシノの樹勢等を確認しながら、必要な対応を実施する

伐採する ケース	予防保全	根上りや施設破損等により、安全な通行に支障が生じた場合
	樹木診断	不健全で回復の見込みが無く人命に関わる危険な問題発生の可能性が高い場合
植替方法	十分な植栽空間が確保できた場合に植替え	

5) 染地通り（多摩川沿い区間）の管理方針

(1) 現況と課題

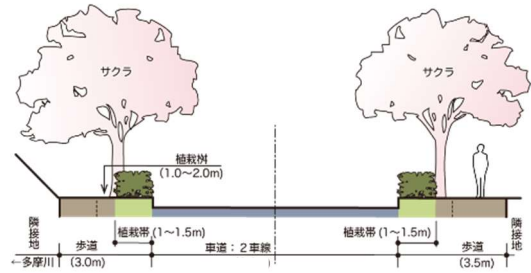
全長約 1.2km の染地通りの多摩川沿いを東西に走る約 230m の区間。高木と低木が植栽されています。

(2) 課題

サクラの名所ですが、狭幅員の植樹帯で成長した樹木は、樹形の乱れや樹勢の衰えが見られ、縁石の押し上出し等の問題も生じています。今後は、隣接する地区計画と調整しつつ、街路樹を植替えていく必要があります。

(3) 管理方針（将来像）

一般街路タイプ



地区計画や隣接する緑と調和したサクラ並木を形成する

- ①配置・間隔……段階的な植替えや見通しを考慮し 10~15m 程度の間隔とする。北側は地区計画に配慮し長期的な緑の配置を検討，南側は低木植樹帯を縮小し歩道幅員を確保する
- ②品種・樹種……北側はジンダイアケボノ他のサクラに植え替え，南側は低木のみ植え替える
- ③植替えの方法…適宜，樹木診断を行い，既存のソメイヨシノの樹勢等を確認しながら，必要な対応を実施する

伐採する ケース	予防保全	根上りや施設破損等により，安全な通行に支障が生じた場合
	樹木診断	不健全で回復の見込みが無く人命に関わる危険な問題発生の可能性が高い場合
植替方法	十分な植栽空間が確保できた場合に植替え	

【お問い合わせ先】

調布市 都市整備部 道路管理課

〒182-8511 東京都調布市小島町 2-35-1 7 階

電話番号：042-481-7405・7408

ファクス番号：042-481-6800

メールアドレス：douro@w2.city.chofu.tokyo.jp

表紙写真

(左上) 深大寺通りのサクラ並木
(左下) 野川のサクラ並木

(右上) 桜堤通りのサクラ並木
(右下) 品川通りのサルスベリ並木